

浜風町 1 街区工事ルール

- ・この工事ルールは、浜風町 1 街区において新築および建て替える場合にお願いするものです。
- ・部分的な改築、増築の場合は、当工事ルールの考え方を順守し、近隣に迷惑のかからないようお願いいたします。

浜風町1街区まちづくり協議会(自治会)

(1) 作業時間に関して

- ア、原則として 8 時～18 時までとする。特に、騒音の出る作業はこの時間帯を順守する。
- イ、原則として、日曜、祝祭日の作業はしない。
- ウ、7 時 30 分以前、18 時 30 分以降の材料の搬出入はしない。特に、通学時間の材料の搬出入は、十分に注意すること。

(2) 作業方法に関して

- ア、作業現場には、必ず簡易トイレを設置すること。
- イ、作業現場には、必ず防火設備を設置すること。
- ウ、作業現場には、資材くず、空き缶、たばこの吸殻などを処理するゴミ箱を設置すること。
- エ、作業終了時には、仮設電気の電源は必ず切っておくこと。
- オ、工事中の安全を確保するため、道路面および隣地面、その他危険と思われる箇所には、バリケードを設置すること。
- カ、資材（特に砂）は、必ず敷地内で保管し、作業も敷地内ですること。道路上で作業したり、資材を放置したりしない。
- キ、歩道、および道路を傷つけたり汚さないこと。傷つけたり汚した場合は、必ず修復清掃し元どおりにすること。
- ク、常に歩道、および道路は清掃を行い、近隣に迷惑をかけないこと。

(3) 車両に関して

- ア、工事車両の駐停車は、交通の妨げにならないようにすること。特に、周辺住民が出入庫する際の邪魔にならないようにすること。
- イ、浜風町 1 街区を走行する場合は、時速 20 km を順守すること。

(4) その他

- ア、地域住民から苦情があった場合はその都度、施工業者または工事管理者とまちづくり協議会（自治会）の間で協議することとする。
- イ、協議の結果、是正する内容については、速やかに誠意を持って対応すること。
- ウ、特に、近隣に迷惑が及ぶ可能性のある作業内容については、まちづくり協議会（自治会）に事前に通知し了解を得ること。